

令和3年2月1日

第5学年保護者の皆様

倉敷市立菅生小学校
校長 藤井 朗

令和3年度以降の修学旅行について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年度は修学旅行が中止となり、「日帰り旅行」を実施いたしました。令和3年度の修学旅行につきましては、京都・奈良・大阪方面への1泊2日の旅行が円滑に実施できるよう、準備を始めています。しかし、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、令和2年度と同様に泊を伴う修学旅行ができなくなる恐れがあります。

修学旅行は、旅行者（申込者は学校長）の依頼により旅行業者が作成した旅行計画を基に実施します。このような旅行を、「受注型企画旅行」と言います。旅行業者は、旅行者の要望に基づき、旅行の日程や目的地、また、旅行の目的が叶えられるような旅行計画の作成、そして、その計画が実施できるよう各機関の手配等を行います。その際に必要な経費は、「企画料」として、旅行者に請求されます。

「企画料」は、「受注型企画旅行」契約において、契約時の旅行条件書内に明示されており、契約時から旅行の催行・取消にかかわらず、旅行業者は求めることができ、各校とも旅行代金の20%未満を旅行業者に支払うこととなります。また、宿泊場所によっては、取消料を求められる場合もあります。本校では、今年度の修学旅行中止に伴い発生した「企画料」等は、児童一人当たり2,076円でした。

令和2年度の「企画料」は、「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用することが可能となり、公費負担として旅行業者へ支払われました。しかし、令和3年度以降の修学旅行において令和2年度と同様の状態となった場合、令和3年2月時点においては、「企画料」の公費負担での対応は想定できない状況となっています。

このような状況から、令和3年度以降、修学旅行が中止となった場合の「企画料」等は、保護者の方に負担していただくを得ません。旅行へ行けないことに加えて、「企画料等」をご負担いただくことは大変心苦しいのですが、状況をご賢察の上、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。詳細が分かりましたら、保護者の皆様には、あらためて連絡いたします。